

政令第百二十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第号）第六条第一号、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第三項並びに第十五条第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第六条第一号の情報システム）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第七条の消防施設）

第二条 法第七条の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車

、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第八条第一項の年度等）

第三条 法第八条第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。

2 法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

3 法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第九条第一項の地方債の利率及び償還方法）

第四条 法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

2 法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第十五条第二号の給付）

第五条 法第十五条第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条の規定による退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の特例）

第六条 平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第八条第一項及び第九条第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

2 平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第八条第一項の規定により地方公共団体が地方債をもつてその歳出の財源とすることができる場合」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、同法第六条第一号の情報システム等の同法の総務省関係規定の施行等に関し必要な事項を定める必要があるからである。